

(平成26年10月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

厚生年金関係

7 件

北海道厚生年金 事案 5018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から 50 年 2 月まで
申立期間は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業・法人登記簿謄本によると、A社は、既に解散しており、事業主は、「申立人を記憶していない。当時の資料を処分しているため、当時のことは何も分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を挙げているものの、姓のみの記憶であることから、個人を特定することができない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認したものの、当該同僚と考えられる厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 11 人に照会し、8 人から回答が得られたものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立内容を裏付ける供述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険被保険者記録においても、申立期間に係る申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から同年 8 月まで
申立期間は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた複数の同僚の回答から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間中にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間の資料が無く、当時の状況を知る者もないため何も分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当時の事業主は死亡していることから、申立人が当時の事務担当者であったとして名前を挙げた事業主の妻に照会したところ、同人は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険に加入させていたか否かは覚えていない。当時、従業員の出入りが激しかったので、事業主は、従業員を採用した後、その働きぶりを見て、厚生年金保険に加入させる時期を判断しており、私は、全て事業主から指示されたとおりに給与計算や社会保険に関する事務を行っていた。また、厚生年金保険に加入させる前の期間は、給与から同保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 14 人

(申立人が名前を挙げた同僚4人を含む。)に照会し、9人から回答が得られたところ、そのうち自身の入社時期を記憶していた5人は、自身が記憶する入社時期から3か月から5年9か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、当該5人のうち2人は、「Aに勤務した当初は、厚生年金保険に加入していなかった。事業主が、従業員を同保険に加入させる時期を判断していた。同保険に加入する前は、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している。

これらのことを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、従業員について、入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、上述の回答が得られた同僚9人からは、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

その上、当該事業所に係る被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から同年 7 月末まで
申立期間は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業・法人登記簿謄本によると、A社は既に解散していることが確認できる上、当時の事業主は所在が不明であり、他の役員についても、生存及び所在が確認できないか又は病気療養中のため回答が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を挙げ、「この同僚に誘われてA社に入社した。」と主張しているものの、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、当該同僚は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった記録が無い上、当該同僚は、「申立期間当時、A社とは別の事業所に勤務していた。私が同社に勤務したのは、昭和 60 年以後のことであり、アルバイト勤務であった。また、申立人が同社に勤務していたことも知らなかった。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 8 人（上述の病気療養中の役員を除く。）に照会し、4 人から回答が得られたものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立内容を裏付ける回答は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の名前は無く、一方、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険被保険者記録においても、申立期間に係る申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 25 日から 44 年 3 月 1 日まで
申立期間は、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 44 年 3 月 1 日となっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する具体的な主張及び複数の同僚の回答から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人は、申立期間中に、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 44 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主も死亡している上、申立期間当時、取締役であった事業主の妻は、「当時の資料が無く、申立期間当時の状況は不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時の取締役であり、かつ、経理担当者であった者は、「勤務していた期間までは覚えていないが、申立人を記憶している。しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間は、従業員から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 44 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 36 人の

うち、生存及び所在が確認できた16人（上述の事業主の妻及び経理担当者を除き、申立人が名前を挙げた同僚5人を含む。）に照会し、回答が得られた6人のうち2人は、「昭和44年3月頃に、会社から、厚生年金保険に加入する旨の説明を受けたと記憶している。それ以前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している上、他の4人からも、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月

申立期間に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録によると、標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間の賞与の支給日は、平成 17 年 12 月 10 日であるが、その詳細を確認できる資料が無いため、申立人に賞与を支給したか否か確認できない。」と回答している。

また、B市から提供された平成 18 年度 (平成 17 年分) 所得・課税証明書及びC税務署から提供された 17 年分の所得税の確定申告書において確認できる社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいて算出される社会保険料の金額を上回っていることは認められるものの、i) 申立人の妻は、申立期間に係る賞与明細書を所持していないこと、ii) 金融機関から提供された当時の給与振込口座に係る普通預金元帳によると、申立期間の賞与が支給されたと考えられる 17 年 12 月 10 日及びその前後の期間に、賞与と考えられる振込事実は確認できないこと、iii) 上記普通預金元帳において、17 年 1 月から同年 12 月までの期間に当該事業所から振り込まれていることが確認できる毎月の給与額に基づいて算出される総支給額は、上述の税務関係資料において確認できる収入金額を上回っていることから、申立期間に係る賞与が支給されていたことを推認することはできない。

さらに、申立人の妻が、申立人と同様に、当該事業所のD営業所に勤務して

いたとして名前を挙げた同僚4人に照会したものの、いずれの者からも協力が得られないことから、申立ての事実を裏付ける回答を得ることができない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月 1 日から 51 年 5 月 30 日まで
② 昭和 51 年 11 月 1 日から 54 年 4 月 30 日まで

申立期間①はA市B区にあったC社に、申立期間②は同市D区にあったE社にそれぞれ勤務したが、年金記録によると、両申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は既に解散している上、当時の事業主は、生存及び所在が確認できないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当時の事務担当者であったとする同僚の名前を挙げているが、姓のみの記憶であり、個人を特定することができないことから、申立人の申立内容を裏付ける回答を得ることができない。

このほか、申立人の申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間②のうち、昭和 54 年 4 月 1 日から同年同月 30 日までの期間について、E社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、当

該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、商業・法人登記簿謄本によると、i) 当該事業所は既に解散していることが確認できること、ii) 申立人は、申立期間②の一部の期間について、当該事業所の代表取締役であったことが確認できるものの、申立人は、「当時の資料は保管していない。当時、給与計算及び社会保険の事務は、外部の事業所に委託しており、私には分からない。」と述べている上、事務を委託していたとする事業所の所在も確認できないこと、iii) 申立人のほかに、当該事業所の役員であったことが確認できる者(申立人が名前を挙げた代表取締役二人を含む。)は、死亡しているか又は生存及び所在が確認できないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、上述の役員のほかに、当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 25 日

A社から支給された賞与について、申立期間の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成 21 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、23 年 9 月 16 日に清算終了している上、同社の人事記録等を引き継いでいるとするB社は、「申立人に係る賃金台帳等の当時の書類は保管していないので、申立人に対し申立期間に係る賞与が支給されたか否かについては分からない。」と回答している。

また、A社から賞与の支払を受けたとする複数の同僚が本件と同じく標準賞与額についての申立てを行っており、当該申立ての調査において同社から提出された賃金台帳によると、これらの同僚は、平成 16 年 2 月 25 日に同年 1 月分の給与とともに賞与を支給されていたことが確認できるところ、金融機関から提出された申立期間に係る申立人の入出金記録によると、同年 2 月 25 日に振込があったことは確認できるものの、当該振込額からは、申立人が、前述の複数の同僚と同様に、同年 1 月分の給与以外に申立期間に係る賞与が支給されたことまでは確認できない上、同社の代表清算人から提出された申立人の 16 年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる申立人の標準報酬月額及び当時の保険料率を基に推計した年間の社会保険料額とおおむね一致していることから判断すると、申立人が、申立期間において同社から賞与を支給されたこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る申立内容について確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。